

令和元年 5 月

宗教上の理由による輸血拒否に対する当院の基本方針について

当院では、次の基本方針に則り、宗教上の理由による輸血拒否について対応いたします。

【基本方針】

- 当院は、輸血を拒否される患者さんの思想や自己決定権について最大限尊重し、患者さんが希望される輸血療法の代替療法についても検討をおこないます。ただし、生命維持のために輸血が必要と医師が判断した場合には、「相対的無輸血」の方針のもと、輸血を実施します。その際、輸血同意書が得られない場合でも輸血を実施します。
- 以上の方針は、成分輸血療法に限らず生物由来製剤の使用、自己血輸血療法においても患者さんの意識の有無、年齢にかかわらず適応します。
- 当院の方針を十分説明し理解を得るように努力しますが、どうしても同意が得られない場合には、転院していただくこととなります。
- 患者さんが提示される「免責証書」等、「絶対的無輸血治療」に同意する文書には署名いたしません。
- 「絶対的無輸血治療」を行う他施設に関するお問い合わせ、ご紹介には対応できかねますので、何卒ご了承下さい。

◀相対的無輸血とは▶

患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力しますが、生命維持のため輸血が必要であると医師が判断した場合には輸血するという立場・考え方です。

◀絶対的無輸血とは▶

患者さんの意思を尊重し、例えいかなる事態となっても輸血をしないという立場・考え方です。

青森労災病院長